

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	ジェイアール東海コンサルタンツ（株）								
所 在 地	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目３３番１０号								
業 者 コ ー ド	10208602								
入札参加停止期間	令和８年１月２８日 から 令和８年６月２７日まで（５か月）								
事 実 概 要	公正取引委員会は、令和７年１２月１９日、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。								
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第２第６号（独占禁止法違反行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。								
備 考	【入札参加停止措置要領別表抜粋】 <table><tr><th colspan="2">措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>6 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td><td>当該認定をした日から 6か月以上18か月以内</td></tr></table>			措 置 要 件		期 間	独占禁止法違反行為	6 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 6か月以上18か月以内
措 置 要 件		期 間							
独占禁止法違反行為	6 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 6か月以上18か月以内							